

推定相続人の廃除 宅建 H12-10-2 《#652》**【問】 正誤をつけよ。**

被相続人A、相続人B及びC(いずれもAの子)として、Aが遺言をした。Aは、「Aの財産をすべてBに遺贈する。CはBに対して遺留分侵害額の請求をしてはならない」旨の遺言をして、CをAの相続から廃除することができる。

【答え】 誤り**《ポイント》 遺言による推定相続人の廃除 【発展】**

被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思表示をしたときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求しなければならない。(民法 893 条前段)

《関連》 推定相続人の廃除 【発展】

遺留分を有する推定相続人が、被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があったときは、被相続人は、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる。(民法 892 条)

⇒ 廃除の審判又は調停